

和光市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年6月11日

和光市長 柴崎 光子

和光市告示第165号

和光市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱

和光市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱（令和7年告示第206号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている者の生活を支援するとともに、市民のゼロカーボン推進に資する行動変容を促進するため、家庭用省エネルギー機器の買換えを行う者に対し、予算の範囲内で和光市ゼロカーボン推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、「省エネ機器」とは、次の各号に掲げる要件を満たすエアコンディショナー及び冷蔵庫をいう。

- (1) 領収書の写し等の領収日が、省エネ機器の買換えを行った日の属する会計年度の4月1日から1月31日までの日付であること。
- (2) 自らが居住する住宅に設置していること。
- (3) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（エアコンディショナーは目標年度2027年度、冷蔵庫は目標年度2021年度）が100%以上であること。
- (4) 市内の店舗で購入した製品であること。
- (5) 既存の製品から同品目の製品に買い換えたものであること。
- (6) 中古品ではないこと。

（補助金の対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ機器の購入及び設置に要する費用並びに既設機器の取り外しに要する費用とする。ただし、当該省エネ機器に係る消費税及び地方消費税に相当する額、割引又は値引きされた額、ポイント等で支払った額に相当する額並びに付属品を購入した額並びに既設機器の処分に要した額は、補助対象経費に含まないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の5割の額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は30,000円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税等を滞納していない者

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和光市ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書（様式第1号）により、省エネ機器の買換えを行った日の属する会計年度の1月31日までに市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の申請にあたり、次の各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し又は省エネ機器の購入内容が確認できる書類（購入日、宛名、購入金額、品名、型番及び発行者の記載があるもの）
- (2) 申請者の住民票、運転免許証又は個人番号カードの写し（住民票は発行から3月以内のもの）
- (3) 既存機器の家電リサイクル券（排出者控）の写し等既存機器からの買換えであることが分かる書類
- (4) 省エネ機器の設置前後の状態を示すカラー写真
- (5) 取付工事注文書、配送注文書等の設置場所が分かる書類の写し
- (6) 規格、省エネルギー基準達成率等が分かるカタログ等の書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、和光市ゼロカーボン推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査のために必要があると認めるときは、申請者に対し、当該省エネ機器の設置の確認を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると

認める場合は、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第9条 交付決定者は、交付の対象となった省エネ機器を、この補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保等に供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 天災又は過失のない事故により省エネ機器を抹消処分した場合

(2) 初期不良又は故障により省エネ機器を買い換え、又は処分した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めた場合

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。